総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 第6回再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会

日時 平成27年12月15日 (火) 9:59~12:05

場所 経済産業省本館17階第1~3共用会議室

1. 開会

○山地委員長

それでは、定刻少し前ですけれども、出席予定の方は皆さんおそろいになりましたので、総合 資源エネルギー調査会基本政策分科会の下に設けられております再生可能エネルギー導入促進関 連制度改革小委員会、第6回会合でございますが、始めたいと思います。

本日もご多忙中のところご出席いただき、ありがとうございます。

まずは、事務局から資料の確認をお願いいたします。

○松山新エネルギー対策課長

おはようございます。

それでは、資料でございますが、本日は報告書案についてご議論いただくわけでございますけれども、お手元のほうにその概要と報告書本体の案をお配りしてございます。あと、席次、議事次第、委員名簿、座席表等ございますけれども、乱丁落丁等ございましたらご連絡いただければと思います。

○山地委員長

資料はよろしゅうございますでしょうか。

それでは、プレスの方の撮影はここまでということでございますので、よろしくお願いいたします。傍聴は可能でございますので、引き続き傍聴される方はご着席いただきたいと思います。 よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入っていきたいと思います。皆さんご理解いただいていると思いますが、 今日は取りまとめということでございますので、議題は制度改革に向けた議論の取りまとめについてであります。 資料1、2が用意されておりますので、事務局から説明いただき、その後討議としたいと思います。

では、まず事務局から説明をお願いいたします。

○松山新エネルギー対策課長

それでは、ご説明いたします。まず、資料1は、報告書の概要をまとめた1枚紙でございます。

これは全体を鳥瞰する意味でおつくりしてございます。

今日ご審議いただきますものは資料2という報告書(案)でございます。これまで6回にわたって、本日含めましてご議論いただいてきているわけでございますが、それに至るまでも新エネ小委員会で13回ほど議論を行っていただきました。その議論を経て、議論の整理というものをこの夏にまとめていただいたわけでございますが、それを土台としつつ電力システム改革の話、さらにエネルギーミックスのご議論ということを全体を一体的に踏まえていただいた上でのご議論だったと思ってございます。

それでは、資料2、報告書(案)本体でございますが、まず最初、簡単にかいつまんでご説明してまいりますが。2ページ目、はじめにでございます。最初のパラグラフは導入の経緯、意義を書いた上で、ミックスの実現、いわゆる再生可能エネルギーが22-24%という2030年のあるべき姿を実現するという目標を達成する上で非常に重要な意義がFIT制度にはあるということを書いてございます。

その上で2パラ目のところでございますが、現状の問題点ということで、買取費用総額が1.8 兆円、賦課金総額が1.3兆円に達しているという状況で、最大限の導入と国民負担の抑制の両立を 図るということが重要であり、そのための制度見直しをやるんだという目的意識を書いてござい ます。

その上で太陽光、リードタイムの長い電源、それぞれの制度改革の在り方、そしてシステム改 革の反映ということをまとめてございます。

1ページめくっていただきまして、3ページから本体でございます。前回ご提示しました論点のまとめという項目立てに沿いながら、制度の見直しと、制度論を中心にまとめてございます。

まず1点目、3ページの1. でございますけれども、認定制度の見直しと未稼働案件への対応 ということでまとめてございます。1パラグラフ目が背景でございまして、いわゆるFIT認定 を取得したけれども、運転開始に至っていない未稼働案件が大量に発生しているという現状。82GW の認定に対しまして、運開が22GWにとどまっているという状況が滞留を生み、後発の参入の妨げ になり、かつ国民負担の増大につながっているという問題意識をまとめてございます。

2パラ目以降がその未稼働案件を排除防止するための政策の具体的な措置の案としてこの委員会としてまとめていってはどうかという案でございますけれども。2パラ目のところで、まさにFIT上の事業者の安定的な事業実施があるということを担保した上での認定にしていくべきだという観点から、電力会社との系統接続の契約など事業の実施可能性や事業内容の適切性を確認した上でのFIT認定を行うとの制度の創設ということを提言したまとめにしてございます。

なお、その買取価格の決定時点はこういった趣旨を踏まえまして認定時、あわせて運開を促し

ていくという観点から一定の期限を付すといったような対策の必要性ということも付記してございます。

1. の3パラ目、4パラ目が経過措置に関する部分でございまして、ここは前回の委員会の中で追加的な論点の中で書いたものでございます。現行制度の中でFIT認定を受けたものについて、制度改革後施行時において運開済みもしくは系統接続等の新認定の要件を満たすものについては現行制度の認定のステータスを活かすべきであるというご趣旨、ご意見、ご議論を踏まえた形に整理してございます。

なお、前回のご議論の中でございましたように、最後のパラグラフでございますが、制度の切り替えにつきましての十分な周知広報、そして、それを行った上で電力会社と政府が連携、協力しながら系統接続についてのプロセスの迅速な実施、適切な対応策をとっていく必要があるということでまとめてございます。その上で、一定の場合には猶予期間を設ける必要性ということも付記してございます。

次に2. でございます。長期安定的な発電を促す仕組みということでまとめたところでございますが。1パラ目の背景のところでございますように、ミックスを実現していくために信頼できる長期安定的な発電ができる電源にしていかなければならない。また、そのことはFITが終わった後の低廉な電源としての意義を継続していくことが重要であるという趣旨、背景を書いてございます。

そして2パラ目のところで、そのための具体的な制度的な措置といたしまして、FIT法上安全性の確保や発電能力の維持、事業終了後の廃棄やリサイクルに向けた計画的な対応など適切な事業実施に向けての順守基準や遵守事項というものを定めるという制度的な改革案を書いてございまして、その上で違反した場合の改善命令とか認定取消等の規律の導入を提言した中身にしてございます。

その後に、この上で最近生じております太陽光発電に関する防災上の懸念ですとか、景観等の住民トラブル等の問題もこの委員会でも多々ご指摘あったかと存じておりまして、地域社会の理解もしくは国民社会の理解という観点から、もちろんこれは関係法令や条例の順守ということは当然の前提であるわけでございますが、FIT法の中でもこれを順守事項の中で確認していくというような仕組みを提言する形にしてございますし。あわせまして、認定情報の公表、さらには適切な形でこういった形の確認が地方自治体のほうでなされるような情報の提供、共有の仕組みということも書いてございます。

なお、突風が吹いて太陽光発電パネルが飛んでしまって事故が起こるというような事態につき ましては、実態調査の実施、保安規制上の必要な措置の検討ということを最後にまとめて付記し ているところでございます。

続きまして、3. コスト効率的な導入のところでございます。いわゆる買取価格の話についての議論、さまざまなご議論いただきました。現行の制度の内容と問題点というところを最初のパラグラフ、本体のパラグラフに書いてございますけれども、現行の法律上、毎年度決めるということにしているということ。そして2点目に、効率的に事業を実施する場合の通常要する費用を基礎として適正な利潤を勘案するという形で、実績値に基づく積み上げ的な運用であることから、コスト低減努力につながらない、価格の下げ止まり要因であるといったようなご批判ということを背景としてまとめてございます。

その上で導入が進んでいる、もしくは既に進む可能性がある電源につきましては早期の自立化 に向けたコスト低減の価格決定の仕組みにすべきだという提言にしてございます。

今回これ制度改革ということが中心にございますが、中長期的に高効率化・低コスト化、制御 技術の高度化等の技術開発の必要性ということは付記する形でここでは整理してございます。

その上で、制度そのものでございますけれども、まず1点目のところが①といたしまして、中 長期的な買取価格の目標の設定。こちらは毎年度の価格を決定していくだけの現行の仕組みだけ では、長期的なエネルギーミックスの量とコストという面での実現がなかなか難しいという観点。 同時に、事業者の方々に対する努力、イノベーションを生み出すという観点から、中長期的な目 標設定の必要性ということをまとめてございます。

次に②でございますが、こちらは具体的な買取価格決定方式についてのまとめでございます。まず現状といたしまして、太陽光、風力といったものは買取価格が欧州の約2倍になっていて、価格が高止まりして、なかなか下げ切っていないという状況を問題提起した上で、この委員会の中でもご議論いただきました4つの方式、すなわちトップランナーという非常に効率のよい事業者のコストを基準とした決定方式。そして2番目にスライディングスケールと呼んだりしますけれども、低減のスケジュールを複数年にわたってあらかじめ定めておくという方式。さらには、その低減率というものを導入量に連動させて決めるという方式。さらに、この買取価格自体を入札という形で競わせながら決めていくという方式。さまざまなものが諸外国、特に欧州のほうで議論されて導入されてきたわけでございますが、導入の実態を踏まえながら、その最適な形で導入を進めていくために柔軟に対応できる仕組みとしていくべきであるという形でまとめてございます。

その際の細かい期間、すなわち半年ごと、四半期ごとといった価格の切り刻み方のところの設定方式についても検討が必要だということでまとめてございます。

この具体の運用としてこの委員会の中で議論ありましたものをまとめたものが5ページでござ

います。現在の導入状況を踏まえた場合ということで、それぞれの電源について、今考えられる 方向性を示したものがここでございますが、まず事業用太陽光について申し上げますと、急激な 導入拡大が進んでおり、コスト効率的な導入の促進を促す必要性が高い部分でございますので、 トップランナー方式を採用していき、これを基本としつつも、さらに競争を通じた価格低減を実 現するということが適当な場合については入札制ということを活用していくべきであるというの が大体のご議論であったかと認識してございます。

なお、その場合、入札制について委員会の中で幾つかご指摘がございました。地域というのを どう呼ぶかという議論あったわけでございますが、ここでは地域密着型という形で整理してござ いますけれども、地域の発電ビジネス、これは非常に小さな発電事業の方々が多いわけでござい ますが、こういった実態。さらには、建物、工場等で自家消費一体型で導入するというようなも の、いろいろなものが存在するわけでございまして、まずその入札を考える場合に比較的大規模 な発電設備から対象とすることが適当であるというご意見があったかと思います。それをここに 付記しているところでございます。

なお、これは今後の法律の中に書いていくということになった場合でございますけれども、現 行法の中で調達価格等算定委員会という国会同意人事によって選ばれた委員の方々で構成された 委員会の下で具体的な方向性の議論をいただいてこれを踏まえて決定することになっているわけ でございますが、国民負担に直結する話でございますので、この入札の対象となる設備規模や入 札参加要件等につきまして実態を踏まえながら諮って尊重して決定していくというプロセスがい いのではないかという形でまとめてございます。

次に、住宅用太陽光については、ちょっと異なる取扱いをするべきだというのが大体のご議論の方向だったと思っております。住宅用については、余剰売電、余剰電力の買取制度を前提としたものでございますので、競争入札にはなじまないという方向だったかと思います。事業者の方々の低減努力を促す観点からも、あらかじめ価格低減のスケジュールを設定する方式を採用すべきだという形でまとめてございます。

またその際に、住宅用の太陽光の導入が拡大していくに向けて、今後ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスですとかエネルギーマネジメントシステムですとか、それぞれの導入促進策というのはFITの外にあるわけでございまして、これと一体的な支援策ということの充実を図っていくべきであるということでまとめてございます。

また、2019年に制度始めに入りました余剰買取制度が期限を迎えるわけでございまして、この 期限終了後の安定的な設備運用が可能となるように、送配電事業者等による買取メニューの策定 などの検討ということもあわせて付記してございます。 あと、風力発電につきましてもこの委員会の中でも買取価格が高いという議論、一方で予測可能性を高め、事業者の皆様方の中での削減努力というのを中長期的な形で進めていくべきであるという議論、これは風力発電協会さんのほうからもご意見あったかと思いますけれども、そういう中で中長期的な買取価格の引下げスケジュールを検討する方式を採用すべきであるという方向でまとめてございます。

今度は③でございますが、コストと絡みまして費用負担の在り方ということで2つほどここで追記してございます。一つは賦課金の減免制度についての議論でございます。この委員会の中でも多々ご指摘ございまして、これをまとめた形で今の考え方というのを整理したものがこの5ページの部分でございます。その減免制度自体は電力多消費産業の国際競争力の維持・強化の観点から導入された制度であるということを踏まえ、今後も真に必要な事業者につきましては電気利用者に広く負担を求めるFIT制度の例外として軽減措置を維持していくことが適当であるということでまとめてございます。

ただその際に、賦課金減免制度の必要額の増加が見込まれる中で、この制度を持続的に運用するために、賦課金の活用などにより減免の原資を確保するとともに、減免対象とならない家庭や事業者からの減免制度の維持に理解が得られるような形の見直しが必要であるというような形で、この委員会の中でのご指摘を踏まえた形で方向性を示してございます。

具体的な形としましては、その制度の対象となる電力多消費事業につきまして省エネに取り組んでいることを確認するですとか、もしくは賦課金負担によって事業の国際競争力に影響が現に生じる懸念があるのだということについて確認するですとか、といった制度の趣旨の徹底を図る対応を図っていくべきであるということにしてございます。

なお、この減免の水準、一律8割ということになっているわけでございますが、非常に費用負担の問題、持続可能性という問題もございます。この妥当性につきまして引下げを含めて検討していくことが必要であるということにしてございます。

なお、これは6ページにつながっているところでございますが、エネルギーミックス全体で示された発電の電力コスト全体の低減、中小企業、家庭の省エネの努力、こういったものに対する 支援、総合的な対策の中でこういったものは全体パッケージで考えていく必要があるということ も背景として整理してございます。

あとは、費用負担調整機関についても委員会の中で案を示して、ご議論いただきました。事務 局としての事務費負担を削減していくための適切な実施体制が重要であるということ。同時に、 借入金について賦課金算定の精緻化などによって必要な対策を講じる必要があるということをま とめてございます。 6ページの4. リードタイムの長い電源の導入促進でございます。太陽光に比較しまして導入 開発に比較的時間を要するのが風力・地熱・水力等の電源でございまして、長期の見通しが立た ない中で投資がしづらいというご意見多かったかと思います。そういう中でバイオマスを含めま して、太陽光以外の電源の導入拡大のための、3つの共通課題としまして方向性を示した案とし てございます。

1点目はこのFIT法そのものの話でございますけれども、その事業の予測可能性を高め、事業化決定を促すという観点から、現在毎年度決めるという方式にしてございますが、FIT制度上翌年度分の買取だけでなく、数年先、2~5年程度の認定案件の買取価格をあらかじめ決定するということを可能とするような仕組みにすべきであるということでまとめてございます。

これとあわせて、環境アセスメントの迅速化、これは長年いろいろと言われている話ではございますが、そもそも規制改革はというものは、ということでご議論いただいたところでございます。再エネという発電事業というのは比較的新しい発電形態でございまして、環境アセスメントに限らず現行の規制体系に適合しないということに伴う過剰規制、過小規制という問題については対処していく、不断の見直しが必要であるという議論であるかと思います。

特に環境アセスについて申し上げますと、通常3~4年かかるとされている期間を半減を目指していくべきであると。そのための方策として、審査期間の短縮化というプロセスを進めていくということ。また、経済産業省と環境省と協力して進めております環境影響調査の前倒し実証事業を通じた前倒し手法の確立などなど、規制改革、規制見直しに加えて迅速化のための取組を進めていくことが必要であるというふうにまとめてございます。

3点目は、FIT認定前の系統への接続申込みを可能とする仕組みでございますが、リードタイムの長い電源について言いますと、接続申込みが遅れてしまうという問題点が指摘されてございます。FIT前、これは運用上の措置になるわけでございますが、FIT認定前であっても発電設備の仕様等の提出が可能な状況になった段階で接続申込みを可能とするという方式の見直し、運用の見直しをすべきだということでまとめてございます。

続いて7ページにいきます。風力発電のところはその前のところでございます、3. ②に記述 してございますが、価格のことをここで記述したいと思ってございますが、ここでは省略してご ざいます。

②地熱・水力については、委員会の中で、そもそもリードタイムが長く初期投資こそが大きいという電源でございますのでFITよりも初期投資促進の支援のほうが重要なのではないかというご指摘があったかと思います。このことはすぐに結論が出るわけではございませんが、今後引き続き検討していくべきだということでまとめてございます。

あと、もう1点、バイオマス発電、こちらもこの委員会の中でいろいろな形でご指摘ございました。例えば木質バイオマスについてはコストの7割が燃料費でございまして、そのコストの構造が相当程度他の電源と違うという特性がございます。そういう意味で、国内での自立的、持続的な燃料調達が重要でございまして、この支援の強化がまず自立化のためのかぎであるという認識をここでまとめてございます。また、輸入チップ、輸入PKSの問題も多々指摘あったかと思います。大規模なバイオマス発電と地域密着型のバイオマス発電、性格が随分違う部分もあります。ここもすぐに結論というわけにはいきませんけれども、引き続き検討が必要だという形の提言にしてございます。

最後の電力システム改革の話でございます。こちらはそのシステム改革3段階の改革が進めていかれるわけでございますが、これを活かした効率的な形での電力の取引・流通の実現が再エネの導入拡大に結び付けていくことが重要だという観点から、現在進められております取組と今後の方向性の在り方をまとめているところでございます。

1点目、計画的な広域系統の整備・運用というところでございますが、こちらはシステム改革の第1弾で設立されました電力広域的運営推進機関のほうで今後将来の広域系統の整備、更新に関する方向性を広域系統長期方針という形でまとめる形になってございます。また、地域間連係線のお話もご指摘ございました。現在の連係線の利用計画等の運用ルールを見直すべきだというご指摘でございまして、引き続きこの点も検討を進めていくべきだということでまとめてございます。

ローカル系統制約につきましては8ページのほうに3つ書きましたけれども、一つ目のポツ、 電力会社のほうでの系統の詳細な空き情報の公表ということ、また工事費負担金の標準的な工事 費単価の公表ということ、こういったことを進めていってございます。

また、系統の増強について申し上げますと、発電事業者の申込みによって入札によって増強を 進めていくという取組が発電所発意で全国どこでもできるような形に変わりました。これを運用 して進めていくということ。そして、この増強に伴う費用負担の在り方でございますが、費用負 担のガイドラインというものが今年の11月に策定されました。これを通じて適切な形での負担の もとで導入促進を進めていくということ、こういったことが今この趣旨を踏まえた導入促進につ ながる対策でございます。こういったものを電力会社側においては迅速に対応していくことが重 要でございますし、あわせて、政府のサイドでもフォローしていく必要があるという形のまとめ にしてございます。

8ページの③、こちらは送配電買取、買取義務者の話でございますけれども、揚水の活用、広域融通など、導入をさらに拡大していくという観点からは系統運用、需給調整に責任を負う送配

電事業者を買取義務者とすることが適当だという議論だったと思います。

その際の引渡し方法でご議論あったところでございます。前回ご提示いたしましたように、卸電力取引所への引渡しという方法、これを基本とした上で、発電事業者と小売事業者の間で既に取引の合意が成立している場合については、当該小売に引き渡すという方法。そして、沖縄ですとか離島におきましては市場があるわけではございませんので、そういう場合に出す先が決まらない場合について、小売事業者への割付けという形でひきわたせる方法、それぞれがとれる仕組みにすべきだという委員会での議論を踏まえた形のまとめにしてございます。

なお、経過的規定といたしまして、既に小売事業者が買い取っている既存契約分については原 則引き続き小売買取にしていくということにしているところでございますが、仮にその方々が送 配電に移行したいという変更を求めた場合にはそれを認めていったらどうかという形でただし書 きをつけてございます。

また、これに際しまして、いわゆる広域融通、他地域他エリアとの連携による受入れを進めていく場合、これを進めていく観点での具体的な条件ですとか清算ルール、全国ツーツーで融通ができていくためのルールが必要でございますので、それについての具体化を図るべきであるという形での構成を示してございます。

あと、この市場に売るということについて申し上げますと、いろいろ議論ございました。いずれにしろ市場の厚みを増していくことが重要だということについてはこの委員会でもご議論あったかと思いますけれども、FIT電気だけでなく、その他の電気の取引量を増やすための取組など、市場の厚み、市場の在り方についての検討を進めていくべきだということをここで付記してございます。

9ページ、これに関連しまして、feed in premiumの議論もございました。これについては市場の厚みですとか取引量というのを勘案して将来的な意向ということについての議論もありましたので、ここにあわせて書かせていただいてございますし。あわせて、環境価値についてのご提起もございました。引き続き検討ということでご意見ご指摘があったことについてはここに明記してございます。

最後、出力制御でございますが、事業者間の公平性の確保という非常に難しい問題につきましては、物理的に多数の発電設備について同等、均等に出力制御を行うことに対する難しさということに対しまして、この制御量、どういう形でバランスをとるかということについて経済的な手法、費用負担のバランスという形で対応するということについて、そういった手法も検討してはどうかというご意見がございました。具体的なところはこれからということになるわけでございますが、送配電事業者の買取ということになる、それによって市場にたくさんの電気が供出され

てくるということも踏まえつつ、出力制御についての具体的なルールの法施行をめどに策定する という方向性を提起しているところでございます。

また、出力制御ということに関して申し上げますと、変動電源の前にいろいろな火力の制御も必要になってくるわけでございます。この費用負担についてもこの委員会の中でもご議論ございました。FIT制度に由来するものであるか否か、適切な形の費用の負担が可能かどうかといういろいろな観点がありなかなか難しい議論でありましたけれども、この適切な費用負担の在り方を引き続き検討を行っていくべきだということでまとめてございます。

また、情報公開についての指摘たびたびございました。ここの点、出力制御に関する情報の透明性確保という観点から情報開示を行うべきだということがこの委員会の中での方向であったかと思います。ただ、その具体的な内容については詳細詰める必要がございまして、これについて検討を進めていくべきだということでまとめてございます。

その他のところはPRSの経過措置の廃止のところでございまして、前回の論点整理でお示し したところでございます。

おわりにのところで再エネの意義と大きな方向性を全体総括という意味でまとめているところ でございます。

今日に至るまで委員の先生方さまざまなご意見いただきました。事前にそれぞれいただきましたご意見は基本的にその趣旨を反映した形で直しているところだと思いますけれども、またこの 委員会の中でご議論頂戴できればと思います。

○山地委員長

どうもご説明ありがとうございました。

それでは、今から討議の時間とさせていただきます。いつもどおりでございますが、ご発言ご 希望の方はネームプレートを立てて意志表示をしていただきたいと思います。よろしくお願いい たします。まず、崎田委員、それからオブザーバーの方、次いきましょう、大山委員。崎田委員 からどうぞ。

○崎田委員

すみません、最初で。今詳しくご説明いただきました、私はこの方向性、今回まとめられたことに関して非常にやはり次の時代に向けてきちんとまとめができたというふうに高く評価をしております。

特に私は暮らし、地域の視点から歩んでいる者としても、再生可能エネルギーの中でも大規模な施設の動きだけではなく、やはり地域に密着したようなものに関してもきちんと視点を入れていただいているということ、こういう全体像で将来にわたって再生可能エネルギーがしっかりと

社会を支えていくという形に向けて舵を切ったということを発信していただく形になっているというふうに思っています。

実は、ちょうど1年前の新エネルギーの小委員会のときにも少し情報提供させていただいたのですけれども、自治体の再生可能エネルギーに対する意向調査というのを実施した団体がありまして、この11月にその2回目というのが公表されたんですね。それで、ちょうどその数字をいただいて、今日の方向性に背景として非常に説得力があるなと思って一言報告させていただきたいと思うのですけれども。これはJSTの取組から設立されたエコイックという一般社団法人が実施しているのですけれども。再エネ導入の実態と自治体意向調査ということで、1,600以上の自治体に依頼をして、9月10月に回収をして、700の自治体から回収を得たという形になっています。大くくりに申し上げると、地方創生に再エネを生かそうとする自治体が大体44%という数字になっています。地方にとっては自分たちの地域の資源としてうまく活用していこうという部分と、いわゆる大規模電源の方が設置をする場としての役割があるわけですが、そういう場としての役割は地域の再エネトラブル事例が昨年の2倍となっているということで、それぞれ条例をつくるなど、何かそういうようなことで自発的に地域らしいものをつくっていかなければいけないのではないかということが課題になっているというふうに何いました。

その数字だけもうちょっと詳しく申し上げますと。データ的に独自に自分たちの地域のエネルギー施設を把握しているかどうかということに関しては独自調査が10%、国や県のデータで把握しているというのが16%、はっきり言えば4分の1ぐらいしかデータを把握していない。ただし、公共施設に関しては把握できているというふうに答えたのが45%あります。なお、苦情に関してなのですけれども、今ある再エネ施設に関するトラブルや苦情がありますかというのは21%があるとお答えになって、昨年の倍になっています。一番大きいのが景観と雨水土砂災害、その次に住民理解と光の照り返しということで。やはり域外資本のメガソーラーが53%を超えるトラブル源になっています。

なお、やはり計画中のものに関しては住民理解というのが57%ということで大変多くなっているということで、やはり地域できちんと実施していく信頼ある業界になっていただくこと、そして情報をしっかりと発信するというそういうようなことが大変重要だというふうに思っています。そういう意味で今回の内容に関して、いわゆる認定を受けているけれども、未稼働で今後どうなるかわからないというあたりをきちんとやらないものに対しては退場していただくというようなことをしっかり入れていることとか、実際にリードタイムの長い地域型の電源に関しては逆にじっくりと配慮をするとか、非常にバランスのいい内容になっているのではないかなというふうに思っています。

こういう大きな変革に関してお願いは、やはり社会がこういうふうな状況をきちんと理解する ということが大事だというふうに思っておりますので、しっかりとした情報発信とかそういうこ とを踏まえて社会全体がこの新しい動きを支えるような形にしっかり持っていっていただくこと が大事だというふうに思っています。

なお、私最近水素に関する委員会などにも出るようになってきているのですけれども、できるだけ中長期的には CO_2 フリー電源としてやはり再エネの非常に大きい部分に関しては燃料電池としてしっかり活用するとか、蓄電池に入れて活用するとか、やはりそういうことも将来的には重要になってきますので、この再生可能エネルギーというのが一層社会の中で信用をもって発展していくということが大事だというふうに思っています。

ありがとうございます。

○山地委員長

ありがとうございます。

今ネームプレートを立てている順番でいきたいと思います。大山委員、岩船委員、それからオブザーバーの八代さん、中島さん、祓川さん、亀田さんといきたいと思います。大山委員、どうぞ。

○大山委員

どうもありがとうございます。報告書についてはこれまでの議論を踏まえてよくまとめていただいていると思います。その上で、私常々ほかのところでも申し上げているのですけれども、電気エネルギーに関しては送配電線のネットワークが非常に有効に機能するものであるという考えがありますので、そちらの活用をぜひ進めていただきたいというふうに思っています。

例えば7ページ、連係線の利用のことが書いてありますけれども、運用ルールの見直しなどということも非常に重要なことかなというふうに思っています。

それから、9ページのところに系統運用に係る費用、火力による炊き増し、炊き減らしなどということが書いてありますけれども、これも実はネットワークを活用して再生可能エネルギーの不安定さを吸収するということで、個別に吸収するよりはよほど効率的にできるかなというふうに思っていますので、そこをちゃんとやるためにはやはりここにある適切な費用負担ということを検討していかないとやりたいというインセンティブにならないと思いますので、そのあたりもぜひ検討していただきたいと思っています。

ちょっと関連しまして、5ページにネット・ゼロ・エネルギー・ハウスとかそういうことが書いてあるのですけれども、これはもちろんエネルギー的には望ましいのかもしれませんけれども、 逆にネットワークへの負担で考えると、雨のときとかありますので、実は余り、例えば配電線が 減らせるかというとなかなかそういうわけにはいかないかなというところもあるかと思っています。魔法のようなものではないよということだけは考えておいてほしいなというように思います。 それから、8ページのところに市場の厚みを増していくという話がありますけれども、これも 多分FIT電源の送配電買取が進んで市場に原則として出していくということになってくると否 応なしに厚みが増してくるのではないかとは思うのですけれども、それだけではなくてもう少し さらにほかのところからも厚みが増す方策をぜひお願いしたいというふうに思います。

あとは、未稼働案件のところで認定取消という話が、私もそれが望ましいと思うのですけれど も、法律的にどういうふうにやるかちょっと私はよくわかりませんので、そのあたりはよろしく お願いしたいと思います。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、岩船委員、お願いします。

○岩船委員

取りまとめありがとうございました。私も基本的にはこの内容でいいと思うのですけれども、 3点述べさせてください。5ページの住宅用太陽光発電のところなのですけれども、先ほど大山 委員からのお話のあったネット・ゼロ・エネルギー・ハウスは私も気になっていて、ネット・ゼロにさえすればいいというような風潮が世間ではありすぎる気がしていて、逆潮が出る時間出ない時間もありますし、本来はそこまで考える必要があるだろうと思いますので、私もこれはあまり取り上げすぎないでほしいなと思います。もちろん目安としてネット・ゼロにするというためには家も躯体も随分よくしなければいけないので、そこが一つの閾値であるというのは理解しているつもりなのですけれども、そこは、結局太陽光さえ乗せればいいという言い方もできなくはないので、慎重に扱っていただきたい。

それから、この後ろのほうにつながっている2019年案件について、終了後送配電事業者等による買取メニューの策定とあるのですけれども、本来これらの設備というのは余剰買取制度のおかげで投資回収が終わっているはずの案件だと思うので、これに対してさらに追加的な補助をするような料金メニューをつくるというのは過剰な保護にならないだろうか、やはり我々はこれから考えなければいけないのは国民負担の低減なので、そこは慎重にお願いしたいなと思いました。

あとは最後に私が毎回申し上げております情報開示の件なのですけれども、今回運用時の情報 公開に関しては書いていただいたのですけれども、それ以外の制度設計時のシミュレーション等 に関する情報公開に関してはこの資料にはなかったと思います。具体的には、系統WGで出力制 御量を計算したときのデータを私はずっと公開していただきたいとお願いしておりました。実際、ほかのところで話を聞きますと、出力制御の見通しが不明で、太陽光発電システムへの案件の融資というのが滞っているというのを聞いております。これに対応するために、世の中ではその出力制御の見通しをシミュレーションしてくれる事業者さんのビジネスが発生していると。つまり、それがもちろん正確であればいいかもしれませんが、実際限られた情報に基づいたシミュレーションというのは恐らく精度を欠く可能性というのもあると思います。ですので、これはやはり公的に出力制御量を計算したときの前提なりデータなりがあるはずですので、そこをきちんと公開して、発電事業者さんですとか小売事業者さんにとっての事業の予見性を高めるようにしていく必然性があるのではないかと私は思っております。ですので、運用時の情報公開だけではなくて、そういった制度設計のために使ったシミュレーションのための情報公開もあわせて検討していただきたいと思いました。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、オブザーバー、電気事業連合会、八代さん、お願いします。

○八代オブザーバー

ありがとうございます。電気事業連合会の八代でございます。

本日ご提示のありました報告書の全体の方向性につきましては私どもとして特に異論はございません。むしろこれまで私どもいろいろとお願いをしていました件につきまして非常に的確に反映していただいておりますことに感謝を申し上げたいと思います。

今後の検討に当たりまして、ぜひご配慮いただきたい点について3点ほど申し上げたいと思います。

第1は、未稼働案件への対応についてでございます。資料には3ページにしっかり記載していただいているところではございますけれども、電力会社と連携し適切な対策を講じること、やむを得ず時間がかかる場合などには一定の猶予期間を設けることを検討すべきと、このように記載していただいておりますので、これにつきましても大変感謝をしているところでございます。

ただ、制度やルールを変更したり決めたりしたときに、これを厳格かつ公平に適用していくというのは非常に大事なことでございますので、これに対しましては私どもができる限りご協力をしてまいりたいと思いますが。ただ一方で、民民の系統接続契約、これを起点として判断するということにつきましては、やはりその時々のネットワーク事業部門の業務のひっ迫度合い等々も出てまいりますので、そうしたところについてぜひご配慮いただき、計画的に私どもが対応でき

るような制度設計にしていただくことをお願いしたいと思います。

2点目は、再生可能エネルギーの導入拡大に伴って生じます費用の回収についてでございます。 これにつきましても資料2の9ページのところに適切な費用負担の在り方の検討を引き続き行っていくべきというふうに記載していただいておりますけれども、これにつきましては今後いろいろな電力システム改革との兼ね合いなどもございますので、費用負担の対象範囲及びその負担方法などにつきましては法改正などの手当ても視野に入れてぜひご検討をお願いしたいというところでございます。

最後、3点目でございますが、今後の詳細な制度設計の中でやはりかぎになりますのは電力におけるいろいろなシステム関係のところだと思います。私ども現在来年4月から小売の全面自由化が予定されておりますのでそれに向けたシステム改革を進めているところでございます。今回このFITの制度の見直しが行われますと、恐らく追加的なシステムの変更というのも余儀なくされるのではないかと思います。ぜひ法の施行時期につきましてはそのようなルール整備あるいはシステム開発などの実務運用の面にもぜひ特段のご配慮をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○山地委員長

ありがとうございました。それでは、小水力利用推進協議会の中島さん、お願いします。

○中島オブザーバー

ありがとうございます。中島です。

2点ほどコメントがございます。1点目は、6ページの接続申込みの関係ですけれども、4の ③ですね、FIT認定前であっても事業化判断後、発電設備の仕様等の提出が可能な時期には接 続申込みを可能とすべきと、このこと自体は大変ありがたいことなのですけれども、この接続申 込みに必要な仕様というのがこれがなかなか難しいところがありまして、これまでですとFIT の認定を通った後設計調査さまざまなステップを経て、接続申込みをするまでには設計が確定し てといった手順をとることが多かったわけですが、今度は接続契約後のFITということになり ますと、当然ここのところにかかってくる、どのタイミングで申込みをするかということが問題 になってきます。

水力の場合、どうしてもギリギリまで仕様が動くことがあって、もちろん大きく変わってしまったらそれはやり直しで構わないのですけれども、例えばわかりやすく言うと、出力の5%10%といったような修正がギリギリまでかかる可能性があります。例えばですけれども、わかりやすい例で言うと、申込みをした後細かいところを設計を詰めていって地権者と交渉をして、地権者との交渉がこじれてルートを迂回することになって水圧が下がって出力が下がるとか、そういっ

たことがギリギリまで起こり得るわけですね。土木設計というのはどうしても現場でやることなのでいろいろなことが起こり得ます。なので、ある程度の誤差を認めていただけると早い段階で申込みができるのですけれども、もう申し込んだら一切出力その他の変更はなしと言われてしまうともうギリギリまで申込みができないことになってしまいかねませんので、その辺ある程度いわゆる軽微な変更というものを申込み後に認められるかどうかについて今後詰めていただけたらと思います。

それから、2点目として、ローカル系統の整備のこと、これは以前も私のほうからも申し上げましたが、今現場で非常に大きな問題になっておりまして、特に既にFIT認定をとっていながら2年半ぐらい待たされているといったような案件も出てきております。その中で、スケジュール整備やローカル系統を整備するとか負担の在り方を固めるとか順次入っていくとか、もちろんやっていただきたいことはここに書いてあるのですけれども、そのスケジュールが入っていないので、これについてやはりできるだけ早い時期にそのスケジュール感、ローカル系統の整備のスケジュールと、それからFIT認定の猶予期間のスケジュールといったことがはっきりして安心して待っていられるような状況をおつくりいただきたいというふうに考えております。

以上です。ありがとうございます。

○山地委員長

ありがとうございます。

では、風力発電協会、祓川さん。

○祓川オブザーバー

ありがとうございます。このたびの事務局による取りまとめ、全般的な問題、それから個別の問題全てにつきまして風力発電協会といたしましては、我々の意見も反映させていただきまして、また委員の先生方の意見も十分反映させていただいているということで、大変感謝申し上げます。ありがとうございます。

ただ、今後の実際の運用等につきまして2点ほど強調というところ、お願いというところがご ざいますので、ぜひご配慮いただきたいと思います。

3ページ目の認定制度の見直しでございますけれども、中段に書かれています事業の実施可能性や事業内容の適切性を確認した上でFIT認定を行う新しい制度を創設するということにつきましては大賛成でございます。ただ、事業によってはなかなかいろいろな場面がございますので、そういうところを加味するとこの委員会の中でもご議論いただいたところの予備認定というか仮認定みたいなものの制度についての在り方についても引き続きご検討いただければというのが1点でございます。

もう1点は6ページでございます。事務局のほうで環境アセスメントの迅速化につきましてき ちっとまとめていただいて私どものほうからとやかく言う筋合いではないのですが、強調という ところで、実際に風力に対する環境アセスメントというのは2010年10月から始まってもう3年を 経過しています。このアセスメントの迅速化、短縮化につきましては3年以上の議論がずっと継 続しておりまして、その中で環境省さんと経済産業省さんが中心になって前倒し手法を確立して きたということに対しては大変感謝しているところでございます。あわせて、審査期間の短縮や 前倒し調査を実際に制度化して、手戻りがないような制度設計としてぜひそういうような形で取 りまとめいただくようにお願いしたいというところでございます。

以上です。ありがとうございました。

○山地委員長

では、太陽光発電協会、亀田さん、お願いします。

○亀田オブザーバー

太陽光発電協会の亀田でございます。

本日事務局からお示しいただきました報告書(案)につきましては、太陽光発電協会おおむね 賛同させていただきたいと思います。ただ、報告書の中にはまだ具体的に示されていない内容も ございまして、繰返しにはなりますが、協会としまして以下の内容につきましてご配慮いただけ ればありがたいと考えております。

1. の認定制度の見直しに関しましては、未稼働案件の整理を行うことで今後コスト効率的なシステムが継続的に導入されることをぜひ進めていただきたいと思います。ただ、その際に、太陽光発電におきましても環境アセスメント等を受けておって時間のかかるものですとか、あるいは入札要望いたしておりましてもまだ入札もなかなか始まらないというケースも結構ございます。そうした発電事業者の事由によらないものについては格段のご配慮をいただければと考えております。

それから、長期安定的な発電を促す仕組みにつきましても、弊協会としましては適切な設計、 施工、運転につながるような具体的な技術情報を取りまとめて皆さんに提供していきたいと考え ております。

それから、コスト効率的な導入に関しましては、前回も申し上げましたように、現状太陽光発電の新規導入市場が非常に冷え込んでいるということでございますので、継続的な導入を促していただけるようなご配慮いただければと考えております。

それから、住宅用の導入につきましては、入札の対象としないということは非常にありがたい と考えておりまして。ただ、さっきお話のありましたネット・ゼロ・エネルギーなのですけれど も、これは最近では新築住宅の場合は非常に性能がよくてかなりの性能でゼロエネルギーを達成 できるのですが、具体的には現在市場にはかなり多くの既築住宅もございます。そうした住宅に おきましても少しでも省エネの取組とあわせて、創エネの太陽光が導入される仕組みというもの があってしかるべきと考えております。

それから次に、系統の改革に関することでございますけれども、現状やはり無制限、無保証という言葉が市場を席巻しておりまして非常に新規導入に暗い影をもたらしているという状況でございまして、できるだけこの電力改革システムの果実を享受して、抑制の低減等を目指したシステム改革をお願いしたいと思います。

2019年問題についてご意見ありましたけれども、2019年に約40万件ほどのFIT期間10年の終了を迎える住宅用の整備ございますが、過去案件も多数ございまして、10年でもとがとれているものは一部のものであると考えております。ということで、せっかく発電を続けられる設備の有効利用を促す制度は非常に重要であると考えております。

太陽光発電協会から以上でございます。ありがとうございました。

○山地委員長

ありがとうございました。

この後、荻本委員、高村委員、伊藤委員、それからオブザーバー、エネットの武田さんといき たいと思いますが。本日は小委員会の報告書(案)の審議ですので、委員の方には少なくとも一 言はご意見いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。荻本委員、お願い します。

○荻本委員

それでは、順番に。すみません、風邪引いていて声が悪いのですが。3ページの取消というくだりなのですけれども、十分な期間をもってというような配慮もあるということでしたが、私思うに、非常に今起こっていることは権利の転売というようなことがもうたくさん起こっているというふうに思っております。恐らくそれは役所でも十分把握されていると思います。なので、猶予期間はもう既に開始からすれば4年ぐらい猶予しているということはそれはそれで事実だといことで、どうやったらというのはちょっと私から具体的に申し上げる内容はないのですけれども、それなりに厳しくやっていかないと、どんどん本来の目的としたものではない利益が生まれているという状態で何兆円ものお金を国民が負担するということを助長し続けるということはあると思いますので、ぜひ行政的に可能な範囲で厳しく実施をいただきたいというふうに思います。

それから、2. のところ、そのページの下のところなのですけれども、やはり実際に最後事業をやってうまく倒産させてしまえば撤去せずに済むということは世の中に多々ある話なので、こ

こに書いてある話にそういう引当金のようなものを、事業者の場合には引き当てないといけない というような、要は20年たった後に幽霊のような設備が全国に残ると、それはお金がないからで きませんというような道を残さないような制度を具体的に考えていただければよりよいかなとい うふうに思います。

それから、4ページ目の下のところに買取価格は欧州の約2倍という数字がございます。これは何と比べるかによるのですけれども、どこかのフィードインのFITの価格と比べると2倍という数字が出てくるのかもしれませんが、実際には欧米の洋上風力は今は10セントを切った入札が普通だと。こういう数字を比べますともう2倍ではないということで。買取価格というよりも導入コストとして3倍ぐらいの数字があるというのが私の認識ですので、これがどうして2倍なのかということについてはそれなりに根拠があると思いますので、お示しいただくとともに。もしもその導入価格ということであれば3倍だといっても十分いけるのだと思います。そういう認識をした上で、我々少しずつ努力をしていくということが必要だろうと思います。

それから、5ページ目です。5ページはやはり同じで、ZEHというゼロ・エネルギー・ハウスというものは、その系統全体で柔軟性を増すということに関しては邪魔ものでしかありません。ということをしっかり認識いただいて、ただしこれは省エネルギーとしてやるというのは全然間違っていないと。ただ、省エネルギーとしてやるのではなくて、家の中で凝り固まってしまって動かない需要をつくってしまうということは逆に間違いだというところを峻別していただいて、ここの文脈が通るようにしていただければと思います。

この傾向は世界的に行われています。ヨーロッパもアメリカも結構そういうところに政策的な 方向性が向かっているのですが、これは欧州の一部の人間もしっかり認識しているように、新た な問題が起ころうとしていると、つまり言うことを聞かない負荷をつくってしまうということで また後悔をするということは向こうでも認識されていますので、ぜひそこは正しく表現していた だければよいと思います。

こういう技術というのがあるのは一向構わないのですけれども、技術を活かすためには制度がいるという話がございます。技術のところまではいろいろ書いてあるのですが、この報告書全体としてその技術を活かすための市場の制度というところがちょっと薄いように思いますので、そういうところはどこかで足していただければよいかなと思います。

それから、6ページの頭に中小事業者や家庭の省エネに対する支援と書いてありますが、極めて漠然的な書き方で、何の反対をする理由もないのですが、ここにこれが書いてあることで一体何を意味するのかというのが逆にちょっとわからないなということなので、ここはこれだけの一般的なことが書いてあるのか、特定の何かを意味するのかというのは教えていただきたいと思い

ます。思います。

それから、7ページのバイオマス発電です。国内での自立的かつ持続的な燃料調達云々と書いてありまして、こういう議論もあったとは思うのですが、これはかなり強い書き方になっているのではないかなと思います。私自身思うのは、バイオマスの資源というのは最終的には燃すのもしょうがないのですけれども、紙の原料にするなり薪ストーブにして燃やすなりいろいろな使い道があって、最終的にどうしようもないものはFIT法に基づいて収入も得られるので電気にしてしまえというのがあってもいいと思いますが、このままだと全部が燃やされてしまいそうな勢いで書いてございますので、ここはちょっと強いのではないかなというふうに思うわけです。

それから、7ページ、その下の計画的な広域系統整備・運用なのですが、これのフレーズの前段に、策定することとなっているという文章が4行にわたって書かれております。これは事実が書いてあるだけでだから何だというのが何もないと。私自身は再生可能エネルギーがこれから10年20年30年もしかすると40年入るということまで見通した上で広域連携機関でそれなりの検討をするということにぜひしていただきたい。どうしても今の期間ですと長期需給見通しが出た範囲の2030年までに送電線が足りればいいということで検討が終わりかねないと思いますので。非常に長い時間をかけてちゃんと導入する再生可能エネルギーについてどうネットワークがあるべきかということを検討するのだということがこの中に含まれていてほしいなというふうに思うわけです。

それから、8ページの送配電事業者が買うかというところで、今の小売事業者との間の取引は保存しましょうというくだりですけれども。これは前にも申し上げたと思うのですけれども、この制度の趣旨からして、このことによって不適切というふうにみなされるもうけがあってはいけないのだろうと思います。なので、こういうものを保存するのはそれはそれでいいとして、それをやってことで付随的に新たな不適切なもうけが生じないということはこの制度を考える上の条件としてやっていただけないかなというふうに思います。

それから、9ページです。9ページはFITの環境価値を買い取るということについて一工夫あるのではないかというふうに書かれております。ただ、私精緻なルールをつくればつくるほどそれを逆手にとって工夫が生じるということがこの何年間も起こり続けているということなので、これに関してこれが間違っているとは全然思えないのですけれども、今の時点で。ただ、これをやったことで何か悪いことないのかということは十分考えた上でルールを検討いただきたいというふうに思います。

最後ですが、出力制御に関するルール整備等というところです。今日のご発言でも抑制をなる べく少なくするというご発言はありました。これは全体の経済性を下げない範囲で抑制をなるべ く少なくするというふうにやはり解釈しないといけない。日本の中でリテラシーの低い投資家のために抑制を見かけ少なく見せるということは健全な発展にはつながらないというふうに思いますので、情報をしっかり公開した上で、どのように電力システムを運用すればよいかということをあわせてはっきり示していくということが重要だろうと思います。

以上です。

○山地委員長

それでは、高村委員、お願いします。

○高村委員

ありがとうございます。全体の報告書の内容としてですけれども、この間さまざまな議論が、 今も出ていますけれども、ある中でそれをできるだけうまく反映していただいているというふう に思っております。その上で、幾つか報告書の特に文案のところでこの間の議論を踏まえて少し 加えていただけないかという点を申し上げたいというふうに思っております。

1点目は3ページだと思いますけれども、長期安定的な発電を促す仕組みのところから2つ上の段落のところに付していただくのがよいのではないかと思っておりますが。先ほどもオブザーバーからもあったと思うのですけれども、このような形で未稼働案件を、理由なく稼働していない案件を整理していくことの必要性というのは共通した認識だと思っております。他方で、やはり実際には未稼働の理由が必ずしも発電事業者の都合によらないものもあるというのも共通の認識としてあると思っておりまして。恐らく報告書の中で考え方を明確にすることがここでの議論をうまく反映するのに資するのではないかというふうに思っています。

具体的には、未稼働の理由が発電事業者の責によらないような場合に、制度変更に伴う不利益が生じないように留意をすべきだといった趣旨の原則を明確に書くほうがよいのではないかと思います。

あわせて、認定の時期、それから特にご懸念はリードタイムが長い電源の事業化に係る時間を 考慮したときに、一定の猶予期間がやはり必要だということなのだというふうに思っております。 それが今回の認定制度の変更が特に太陽光以外の電源、リードタイムの長い電源について事業化 の支障とならないよう配慮が必要だといったような文言を付記していただくのがよいのではない かというふうに思っております。これが1点目でございます。

それから、2点目でありますけれども、報告書の5ページのところですけれども、事業用の太陽光発電についてのところであります。ここはいろいろ議論を私自身も発言をさせていただいたところであるのですが、私個人としてはやはりまだ入札制度に対して慎重な見解を持っておりますけれども、この報告書の内容についてできるだけバランスをとろうとしてくださっていると理

解をしておりまして、一定の文言についてご検討いただけないかという意見であります。

一つは、地域密着型の発電ビジネスの中核となっているようなのところの「小規模な」というのは必ずしも必要ないのではないかというふうに思っております。というのは、やはり地域でみずからのエネルギーを発電をし、それを地域の中で新たな電力を担う担い手としてなっていくところについて、特に規模というのは必ずしもその考慮について必要な事項ではないのではないかというふうに思うからであります。

それから、同じく、事業用太陽光発電のところでありますけれども、導入の実態を踏まえながらとあわせて、諸外国もこの間試行的に行っておりますので、諸外国の実態ないしは経験を検証しながらという文言も付していただくのがよいのではないかというふうに思っております。

同じところで、これは前回発言をさせていただいたと思っておりますが、入札の対象となるとなりますと、一種価格決定方式の大きな変更に当たる内容だと思いますので、発電事業者に十分予見性のある形で決定をするということをこの中に盛り込んでいただきたいというふうに思っております。サプライズがないようにということであります。

もう一つここのところで、先ほどZEB、あるいはゼロ・エネルギー・ハウスの話がございましたけれども、ここの事業用太陽光発電の中でぜひその下の住宅用太陽光発電と並んで同じような文言で、ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング、ZEB、あるいはエネルギーマネジメントシステムの導入促進などの支援策の充実ということは付していただけないかなというふうに思っております。先ほどZEBあるいはネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの取組について何人かの委員からございましたけれども、これ自身は委員の先生方おっしゃったように、再エネの文脈だけでいくといろいろな問題はあるけれども、やはり省エネと統合した形での取組としての非常に重要な位置づけということをご指摘いただいているというふうに思っておりまして、この箇所でないのかもしれませんけれども、例えばおわりのところに、こうした再エネ、省エネの統合的な取組の重要性といったものを言及をしていただくと、この取組の位置というのがより明確になるのではないかなというふうに思っております。

3点目でございますけれども、7ページのところでございます。ちょっと細かなところも申し上げて恐縮ですけれども。7ページのところは幾つか実はございますけれども、風力発電についてでありますが。これは恐らくいろいろなところで既に書かれているのでこのような形であると思うのですが、少しやはりポイントとなる点を繰返しでも書いていただいたほうがいいのではないかというふうに思っております。ほかにもあるかもしれませんけれども、私自身は風力発電を今後伸ばしていく上では、一つは系統の問題というものをきちんと対応する必要があるということ。それからもう一つは、やはり出力制御についての透明性、ルールの明確化ということかと思

っておりますが。風力発電の課題というのをやはり具体的にここに書いていただいたほうが、ほかのところで記載されているからということだと思いますけれども、よいのではないかと思います。

それから、その下の電力システム改革を活かした導入拡大のところの計画的な広域系統整備・ 運用のところでございますけれども、先ほど荻本委員がおっしゃった点全く賛同いたしまして、 これ広域機関にぜひお願いをしたいと思うところでもあるのですが、やはり系統の整備にかかる 時間を考えますと、効率的な系統整備を考えたときに、やはり30年以降の時限を見た再生可能エ ネルギーのポテンシャルを踏まえた広域系統の整備、在り方というのを検討する必要があるとい うことはぜひ盛り込んでいただけないかなというふうに思います。

この場所かどうかわかりませんが、先ほども何人かの先生方おっしゃいましたように、やはり 再エネがこれから大きく拡大をしていくときのネットワークの在り方というのをきちんと考える 必要があるということはいろいろな形で指摘をされておりまして、ここでは広域系統に限定をす るのか別項目にするのかというのはございますが、技術開発も含めてその重要性を指摘していた だくことが議論をより反映するのではないかというふうに思っております。

すみません、あと2点でございますが。ページでまいりますと10ページ目のところでございます。こちらのところ、出力制御に関するルール整備等のところで、報告書の順番として先ほども議論が出ておりました、やはり出力制御をできるだけ透明で合理的に抑制、きちんと出力制御が最小になるような形で行うということが必要だというところは共通した認識だと思います。そういう意味では、ここでは出力制御の具体的にどう公平にするかということから始まっておりますけれども、これも報告書の中で書かれているのでそれをうまく使っていただいたらよいと思うのですけれども、出力制御、例えば広域運用ネットワークを使った形でできるだけそれを最小化していく点、あるいはこれは岩船委員初め、先ほどもご発言がありましたけれども、情報開示、これは出力制御の前提となっている想定も含めた情報の開示というのが非常に重要だと思っております。その意味では、ネットワークの活用等々による出力制御をできるだけ経済合理的に最小化していくという点、それから情報の透明性といったあたりをむしろ先に置いていただいて、その上で起こり得る出力制御については、こうした点に考慮が必要であるという形にしていただくことが、事業者の方々の再エネの拡大において、この出力制御の位置というものがどういうものかよくわかるのではないかと思っております。

最後でございますが、長くなって申しわけございません。おわりに、の文章は非常に格調の高い文章になっていまして、余りいじるのが躊躇されるような感がございますけれども、1つ先般終わりましたCOP21で合意されたパリ協定がある意味で今世紀中の大きな低炭素の方向性を示

しているということを踏まえて、この再生化のエネルギーの重要性は今回の合意によって一層増 しているということは付していただくとよいのではないかと思っています。首相の談話等を拝見 しても、この重要性の指摘があったかと思いまして、その点について格調高い文章を壊さない範 囲でうまく入れていただければと思います。以上です。

○山地委員長

それでは、伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員

電力多消費産業に対しての質問と意見ですが、今の定義のまま突き進むのでしょうか。多分、900社ぐらいが認定されているのかと思いますが、ちょっと詳しくはないですが、ほとんどが大量にエネルギーを使う、大規模な企業、組織なので、力もありますし、そんなに減免されなくても、しっかり利益を出している企業ばかりなので、ちょっと甘いような気がします。

この5ページの文章に真に必要な事業者と書いてありますが、真に必要であれば、日本全国の事業者が真に必要なので、この書き方は非常に誤解を招くのかなと思いました。また、国際競争力という意味では、どこの企業も国際競争力をしています。競争しています。それから、省エネの取組という意味では、もしもこの減免制度をすることが省エネの取組なのであれば、この減免措置を受けている企業が数年後にゼロにならないといけないわけです。

だから、いつまでやるのか、もしもこの努力がされなければ、逆に数年後には過剰にお金をもらったほうがいいのではないか。それぐらいやらないとただの甘い汁を吸わせるだけになってしまうので、その辺をどうされるのかなと。いつまでやるのか。最後の落としどころはどうなるのか。ただいい思いをさせるだけではなくて、もしもこのルールに則れないのであれば、ちゃんと罰則があるんだよと言わないと、例えば今、小規模が受けられる省エネ補助金は1年後に何パーセントを下げなければ補助金が出ないという仕組みですから、みんな必死になって努力しているわけですけれども、今のだとただ、ただ、ただ、ただ……、売上があって電力を使えば使うほど減免措置が受けられるような制度なのかなと受け取ってしまうので、その辺はどのようにしていくのかというのが質問でした。以上です。

○山地委員長

それでは、エネットの武田さん、お願いします。

○武田オブザーバー

これまでの議論を踏まえて報告書を取りまとめていただいてありがとうございます。

7ページ以降に、電力システム改革の成果を生かした再生可能エネルギーの導入拡大について まとめられております。2つの検討がいろいろな検討課題の整合性をとって取り組むということ が重要ではないかと思います。その中で、8ページの③に関係して1点ほど述べさせていただき たいと思います。

送配電事業者が買い取った電気の引渡し方法については、同じ電力取引所経由の引渡しを基本とするということで、取引所の厚みを増していくということに、こういう施策がつながっていくということで期待しておりますが、このページの一番最下段に書いてあるとおりなんですが、FIT電気だけではなく、その他の電気の取引量を増やさないと組織上の厚みというのは実現できないのではないかと考えておりますので、ぜひこの視点からの検討を促進してほしいと思います。以上です。

○山地委員長

この後、野村委員、商工会議所の市川さんと思っておりますが、荻本委員、発言はご希望ですか。では、野村委員、荻本委員、それから市川さんといきたいと思います。

野村委員、どうぞ。

○野村委員

国民負担の抑制という大きなターゲットを持ちながら、2012年のFIT法の改正ということで、3年から4年でしょうか、たったという形の中で見ますと、その時系列の流れで見ますと、今回の制度の見直しの議論につきまして、賛成をさせていただきたいと思います。ただ、いろいろな課題がこれからもまだ現象として出てくるだろう。卸売市場の価格の変動の問題もあります。再エネが市場の中でどういう価格の変動をもたらすのかも疑問であります。あるいは、火力発電等、固定費を回収できるかも課題になるでしょうから、そういうことに関して、2、3年ぐらい、1、2年かもしれませんが、課題を見ながら適宜見直しをしていくことが必要なのでしょうし、常に微調整をしながら見通しをしていく。その一連の中での今回の最初の見直しということで賛成をさせていただきたいと思います。

中長期の価格買取の目標に関しまして、やはりそこの設定に関しては、なかなか難しい問題だなと思います。高すぎると価格引下げをもたらさなくなってしまう。安すぎてしまうとこれもまた問題であるというところの中で、今、1、2年間ぐらいしばらく風力等を育てながら、導入していくという意味において、まだ課題、役割があるのかもしれませんが、なかなか難しいなと思います。

FITの買取価格が2倍であると書かれておりますし、荻本委員から先ほど導入コストで3倍だという話がございました。例えば、導入コストをもうちょっと内訳を見ていきますと、設備の費用、建設の費用、用地補償費があるかと思います。大体、用地補償費が高いというのが日本の場合はしようがなく高い部分もある。建設コストもこれはなかなか、今の新国立競技場もそうで

しょうけれども、建設コストが国際的に見たときに高い部分は構造的に存在している。

設備機器の費用のみを見たときに、大体ざっくり言って、そこでは2倍ぐらいの価格の差があるのではないかなと思われます。ですので、設備費に関しては、国際価格差をなくしていこう。できるだけ解消していこうということを明確にして、価格そのものというよりも価格の考え方、そういうことを考える必要があると思います。

一方で、例えば、土地が高い、用地補償費が高いというのは、日本で求められる土地の生産性が相対的に高いことを意味しているのです。例えばアメリカの発電コストが3セント、4セントとかその辺りまで風力では下がってきたというのは、アメリカに土地が潤沢にあって、やはり未利用な資源があったということだと思います。 日本にも、多分未活用で、まだ余り十分に活用しきれてないものをより工夫をすれば活用できる資源が眠っているのでしょうけれども、そういう活用できる資源が引き出せる国であればいいですけれども、そうでない国はなかなか難しい部分があります。

これから日本における未活用の資源、今までずっとやってきたんでしょうけれども、それをさらに活用していくという中で、土地の価格が高いことそのものは必ずしも悪いことではないですが、日本の土地の高い価格を含めた上での土地の生産性、1単位当たりの土地から生み出される付加価値を高めるような土地の生産性の高いような技術開発を再エネに関しても求めていく。今、生産者はそうした日本の条件に適合した付加価値の高い太陽電池を生産したりしているのだと思いますが、そういうことを平均して見てしまうと、単価そのものは日本では50%ぐらい高くなる、ということが出てきてしまうということが十分あり得るわけです。価格というものを、単純な目標値よりももう少し構造的に議論しておく、考え方を整理しておくことが必要なのではないかと思います。

もう1点、2009年以降の住宅等による余剰買取制度の買取期間が終了した案件の話が出ておりましたが、これは環境価値を買ったんだという感じがやはり強くしますので、国民負担の面から見ましたときに、買取メニューの策定とちょっと微妙に書いておりますが、プレミアムみたいなものを乗せる必要があるのか、国民が十分理解を示せるのかに関しては、かなり慎重に検討していただきたいと思います。以上です。

○山地委員長

それでは、荻本委員、お願いします。

○荻本委員

10ページにちょっとコメントをさせていただきます。最初の2行なんですけれども、いろいろメリットが書いてありますが、将来、化石燃料の負担が軽減するというのが非常に大きなメリッ

トであるはずなので、ぜひそこは書き足していただけないかなと。フィード・イン・タリフが高いということで、安くなると書きにくかったかと邪推をしますが、間違いなく将来の燃料コストは負担が下がるという非常に大きなメリットですので、それは足していただければと。

中間にあります再生可能エネルギー発電技術や蓄電技術、省エネ技術との組み合わせにより、 というのは、よく考えると変な順番になっていまして、供給する技術があって、それを使う側の 省エネというのがあって、今、重要になってきているのは変動するものにどうやってついていく かということなので、エネルギーマネジメントがあって、その道具として電池がある。そんなふ うに書いていただければよりよいかなと思います。そうしないと、ほとんど価値のない電気をた まに貯めるために家に電池がついているというようなことになりかねないということを懸念いた します。

それから、エネルギーミックスにおいて示されたというところで、2030年ということを目指しと書いてありますが、先ほど申し上げたことと同じことなんですが、その後の展開、ここで終わりではなくて、再生可能エネルギーはどうしても時間がかかるということ、2030年は十分長いと感じられる方もいらっしゃるかもしれないが、それ以上に時間がかかるということをうまくやるというようなくだりが付け足されたらよいかなと思います。以上です。

○山地委員長

そうすると、次に市川さんですが、その後、経団連の長谷川さん、あと先ほどちょっと申し上げたように、ご発言のなかった安念委員と大橋委員にも一言ご発言をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

市川さん、どうぞ。

○市川オブザーバー

オブザーバーとして陪席させていただきまして、今回報告書安を拝見して、全体を通じたご意見を申し述べさせていただきたいと思います。企業では、将来のエネルギー政策に対する予見可能性が今後の事業を営む上で不可欠であって、安価で安定的なエネルギー供給が経済成長を図る前提条件であると考えております。

特に、FIT賦課金の増加による電力コスト上昇は、中小企業に甚大な影響を与えておりまして、一刻も早く歯止めをかける必要がある。再生可能エネルギーは環境性能に優れた電源ではありますが、事業用、太陽光に偏った大量導入が経済性や安定供給面で課題を生じさせております。 国民負担抑制を図る観点から、報告書案にあります方向でFIT制度の見直しを早急に実施していただけるようにお願いいたします。

ベースロード電源と位置づけられている再工ネ電源と自然変動をする電源と明確に区分しまし

て、安価で安定的な再生可能エネルギーの導入拡大という視点から、今後制度設計を詰めていた だきたくよろしくお願いを申し上げます。

また、未稼働案件につきましては、潜在的に多大な国民負担につながるものでございますので、 今後も引き続き厳格な対応をお願いいたします。以上でございます。

○山地委員長

では、長谷川さん、お願いいたします。

○長谷川オブザーバー

前回、発言させていただいたのと同じことかもしれませんけれども、これまでの議論を反映された報告書であり、かつ国民負担の軽減という観点から取りまとめられたものと理解しておりまして評価できるものと思っております。詳細の制度設計に当たりましても、国民負担の軽減という観点から制度設計を行っていただき、その趣旨で早く施行まで行っていただければと思っております。

減免制度につきましては、この競争力維持強化という観点から導入されたものということでございまして、その趣旨を徹底していただく方向できめ細かく制度設計をされるということと理解しているところでございまして、国民負担、賦課金負担の抑制との関係も踏まえながら、その趣旨を徹底していただければと思っているところでございます。以上でございます。

○山地委員長

大橋委員ですけれども、崎田委員、発言をご希望ですよね。伊藤委員は発言をご希望ですか、 そうではないですか。

では、大橋委員からお願いします。

○大橋委員

今回、固定買取制度の改正を検討するに当たって、基本政策部会のもとで議論をする場を設けたというのは、新エネの観点のみならず電気事業制度全体の観点から議論するという観点から正しい場の設け方と思い、評価をしております。そうした場での報告書では、丹念に検討事項を拾っていただいて、私もおおむね非常によくまとめていただいたなと思って、この点も感謝申し上げるものでございます。

当面はFIT法の改正というものが念頭におありだと思いますが、他方で、ここで記されている中長期的な課題、中には法改正を伴わない運用等で対応できる部分もあると思いますが、こうした中長期的な課題は、議論を先送りするのではなくて、なるだけ前倒して議論して手を打っていくべき事項が随分多く含まれているなというふうに思います。

特に、7ページ目の5.以降のシステム改革に絡むところですけれども、広域機関、監視機関、

エネ庁といろいろな部分で業務が分かれて、それはガバナンスを向上させる上で非常に重要ですけれども、ある意味議論の場が分散化されたというところもあるので、調整して頂き、それぞれの機関が一丸となって中長期的な課題について取り組んでいただくことは非常に重要だなと思います。

今回、5.で、1点だけコメントというか、報告書の書き直しにまでは至りませんが、申し上げます。先ほどある委員からネットワークの重要性についてお話があったわけですが、この8ページ目の3ポツ目で、ローカル系統制約に対応するための情報公開、入札募集のルールの活用というところですが、費用負担ガイドラインの内容が記されていて、この負担の在り方というのを今後変えていくというお話がありました。

ガイドラインというのは、この負担の在り方もそうなんですけれども、送配電等設備の効率的な設備形成もその1つ重要な論点として盛り込まれていると理解していまして、そういう観点で言うと、再エネの導入に伴う設備形成というのが、当然効率的な設備形成に資するというところと合わせて費用負担の在り方というのも当然考えていくべきだというふうに思っています。ある意味、再エネの普及と効率的な設備形成というものがともに手を携えて日本の系統を強くしていくというふうな観点を忘れないでいかなければいけないなと思いました。以上でございます。

○山地委員長

では、崎田委員、お願いします。

○崎田委員

先ほど、国民負担の抑制というところをちょっと発言しなかったので、一言と申しました。この制度が始まったときに、既に再生可能エネルギーは非常に費用がかかる。それに関して国民が負担するということを承知でこの制度を導入してきましたので、ある程度の負担というのはやはりきちんと国民は電気料として支払っていくということは必要な制度だということを基本に押さえなければいけないと思いますが、やはり急激な増加ということに関して、しっかり制度を入れていただくということは重要だと思っています。

その視点からいくと、実は5ページの例えば賦課金の減免制度というところ、実は大変大きな影響があるところですけれども、さりげなく書いてあるということで、一言発言させていただきますが、今、エネルギー特会を非常に圧迫している中で、さりげなく途中に賦課金の活用などにより減免の原資を確保するというふうに書いてあり、エネルギー特会だけではなく、賦課金の中にもこの部分を入れるという方向性がここに入っています。これはそういう選択肢もやはり必要だと思って、私も認めて黙っておりましたけれども、例えばこういうことが非常に強くなっていくと、ドイツなどは家庭などが払うところの賦課金が非常に多くなるということで社会の反発な

ども増えてきたという経緯があることは皆さん十分ご承知だと思いますので、将来予測としてど ういうふうになっていくのかというあたりをきちんと明確に常にしていただくことと、やはりで きるだけ減免の事業者さんの省エネインセンティブにきちんとつなげるという、そこに制度を入 れていくということは大変重要だと思っております。

なお、一番下から2行目のところに、一律8割とすることの妥当性に関し、検討が必要であると書いてあります。やはりこういうふうに問題提起されていることに関して、しっかりと今後検討していくことが必要なのではないかと思っております。

なお、国民負担ということで言えば、再生可能エネルギーの不安定さをバックアップするための火力の維持とかそういう費用に関しても、しっかりとどのくらい見ていくのか、そういう議論も今後しっかり必要になってくると思いますので、やはりこういう議論に関しては、できるだけ国民にもわかりやすいように、そして多様な主体がどう負担し合っていくのかがわかるような形で議論が進んでいくことを期待しています。

なお、短くあと2つ申し上げたいのですが、私、全体、これを拝見した後、例えば地域エネルギーのことなどが書いてあると、今日ここにオブザーバーとして参加していただいておりますが、国土交通省、農林水産省とか環境省とか、こういう皆さんも非常にそういう部分をいろいろな制度を持って運営しておられるわけです。先ほど荻本委員のほうからも例えばバイオマスのところに関しては、木材としてきちんとした利用が優先で、そこの後、しっかりと活用していくとか、そういうお話がありましたが、国土交通省、農林水産省などの制度の中にはそういうことが細かく入っているはずですので、そういうようなことと政府一丸となって省庁連携でこれをきちんと成し遂げていくというような方向性を最後のまとめあたりに一言書いておいていただくと、そういう流れが見えてくるかなというふうに思いました。

実は、最後にそれをどういうふうに発言しようかと思っていましたが、先ほど高村委員からC OPの話も位置づけたらどうかというお話もありました。そういうときに、その辺の中にうまくそういう文言も入れていただければありがたいかなと思います。

最後に、1つなんですけれども、今日、資料1ということで、概要の書類、これは今日初めて 拝見したんですけれども、いろいろなところでお話をしたり、発信していただくときに、この書 類が実はとても重要になってくると思うんです。キーワードは出ているんですけれども、こうい う変化の時代を乗り切るために事業者さんしっかりと取り組んでいただくための新しい制度の見 直し、あるいは改革なんだというその思いが初めてこれを読んだ人に伝わるような文言をちょっ とうまく入れ込むとか、中のほうの制度もちゃんとみんながキーワードに思っていることが入っ ているかというのを、すみません、もう一回精査してからこの書類をしっかり活用していただけ ればうれしいなというふうに思います。よろしくお願いします。

○山地委員長

なかなか表現ぶりというのは難しいところがあると思います。ただ、今のご発言の中で、中ほどにあった自然変動電源を火力で調整するコストについては、今回の報告の中でも9ページ目の出力制御に関するルール整備等というのがありますけれども、そのパラグラフが3つありますけれども、真ん中のなおのところに、適切な費用負担の在り方の検討を引き続き行っていくという表現が盛り込まれているということです。

大体ご意見をいただいたんですが、先ほど来申し上げたように委員全員から発言を求めたいので、安念委員にもやはり一言、ご発言をいただきたいと思います。

○安念委員

座っていればいいという審議会というのにずっと憧れてきたので、大変居心地がよかったので すが、せっかくご指名をいただきましたので、一言申し上げさせていただきます。

3ページの新制度への移行の点ですが、私は運開に至っていない案件について、一定の期日で、 例えば2016年1月1日をもって、運開に至っていない全ての案件について、一度権利が執行する といういわばギロチン条項を設けても私はよいと考えております。

よいということの意味は、立法政策として懸命かというのは別の問題でありまして、究極的にロイヤーの言葉で言えば、憲法の保障する財産権の侵害に当たらないというふうに考えております。それはどうしてかと申しますと、もともと設備認定というのは、非常に早い時期で権利を与えることであったわけですが、それはもちろん何か権利の仮押さえというようなものを認めるという趣旨ではなかったはずで、速やかな運開を当然予定している制度であったはずです。したがって、速やかに運開していないものについては制度の趣旨に反しておりますので、権利が執行されてもしようがないと私は考えております。

そういたしますと、結局のところ一定のところでギロチン条項を設けてもよいのだという議論をしますと、この3ページにも書いてあるように、いろいろ有用期間、その他特別の事情を配慮するべきであるという議論が出てきて、それは私は立法政策としてそういうことを当局がやりたいとおっしゃるのなら、それはあなたたちの仕事が増えるだけで、どうぞと言うだけなんですが、多分1つの正論として、さはさりながら運開に至っていないことについては、事業者の責めに帰すべからざる事情による場合があるだろうと。そういう場合はかわいそうじゃないかというふうにおっしゃる方が多分出てきて、それはそれで1つの正論のように聞こえるんですが、私はそれでもギロチンで切ってしまって構わないと考えています。

なぜかと申しますと、事業者の責めに帰すべからざる事情というのは実はたくさん考えられる

ので、例えば地主が土地を引き渡さないとか、土建屋が工事をちゃんとしないとか、セルが中国 から届かないとか、その他諸々を考えることができます。一般的事業者との交渉が長引いている というのも、責めに帰すべからざる事情の1つに過ぎないのであって、全てについて満遍なく見 ることはできないし、しかもそうなると個別審査になって膨大なコストがかかってしまうので、 私はそうであってもいいと思っています。

そうしますと結局、速やかに運開にこぎ着けることができたというのは、それは運のいい人だけでしょうと、こういうことになってしまう。つまりたまたま接続のポイントがうまく近くにありました。あるいは土建屋も誠実でした、地主も気前のいい人でしたという運のいい人が、運開に速やかにこぎ着けて、運の余りよくない人は権利が執行する、こういうご批判が出ると思います。それはそれで仕方がない。それは仕方がないというのは、それは人生というのはそれは運のいいやつにはかなわないというのが鉄則でございます。

しかもこう言うと冗談のように聞こえるかもしれないんですが、接続ポイントがたまたま近くにあったとか、地主もいい人でした、土建屋さんも誠実な人でしたということは、つまり運がよかったということは、社会的コストがそれだけ小さいということなんです。社会的コストが小さかったものには優遇し、そうでないものはそうでない。というのは私は当然のことだと思います。

私は、バイアスのある言い方になって申しわけないけれざも、私は再エネにも何のシンパシーも 抱いておりませんので、再エネのためにわざわざ系統を増強するという議論は、靴に足を合わせ ろという議論で、私にはどうしてもついていけない。以上です。

○山地委員長

1回目の会合のガダルカナル発言を思い出させるような印象的なご発言でございました。 ひと通り発言いただいたので、このあたりで少し取りまとめにかかるというか、そういう段取 りでよろしいでしょうか。

表現ぶりにはいろいろご注文がつきまして、改善案も示唆していただいて、非常にありがたく 思っております。それについて、事務局のほうでもある程度対応を考えていると思いますので、 少し事務局から今までの議論を踏まえた対応の発言をお願いします。

まず、藤木部長から。

○藤木省エネルギー・新エネルギー部長

私のほうから、幾つかご指摘いただいた中で、大きな考え方に関わるところでございます。今日、ご指摘いただいた中で、例えばZEH、ネットゼロエネルギーハウスとかいう部分の話とか、あるいは荻本委員からございました6ページの頭のところに書いてある省エネ政策全般の話、なんでこんなところに書いてあるんだというお話がございましたけれども、これはほかの委員の先

生からもお話がありましたけれども、なかなかFITだけ取り出して議論をしていっても話が収まらないというか、その断面だけ議論しても必ずしもバランスのとれた議論にならないという部分、もともとFITというのはそういうものだと理解しておりますけれども、そういうことがございまして、確かに表現ぶりが稚拙なので、そういう意図が伝わっていないのかもしれませんけれども、例えば家庭用余剰買取ということに関して言えば、単に価格をどうするのか、期間をどうするのかということ以前に、そもそも家庭における太陽光発電、自分のところで自家消費するということについてどういう考えを持つのかということについて、まさに荻本委員ご指摘のように、プラス面、マイナス面両方あるわけであります。そういうことを総合的に考えなければならないということだと思っております。

同様に賦課金の減免に関しましても、単にこの減免制度だけをとらえて云々するということではなくて、全体として省エネルギーを進めていく中において、どう位置づけていくのかというような視点が重要であるという意味で、報告書の中で書いたわけでございますけれども、ちょっとそういった趣旨が伝わり切っていないというところについては、改めてここでご説明を申し上げたいと思っております。

それから、ご質問という形でいただきました伊藤委員から電力多消費産業の問題でございます。これはなかなか悩ましいところではございますが、私どもとしては、まさにご指摘いただいた900事業者、約1,000事業者からご利用いただいているわけでありますけれども、こういった方々がまさにおっしゃったように、ただ単に電力を大量に使って、それでよしとされているのか、それともその限りにおいてしっかり省エネ努力ということに努められているのか。あるいは、もともとの制度趣旨であるところの競争力という観点からそういう方々を応援する必要があるのか、ないのかというもともとの制度指針に即して、しっかりとチェックする、厳しくしていくということをやっていかないとまさに多くの国民の皆さんのご理解が得られないのではないかという趣旨で書かせていただいたものでございます。

真に必要なというのが、若干ミスリーディングだったかもしれませんが、むしろ真に必要な方に限ってというのが真意でございまして、そういうことでご理解いただければと思います。したがって、この制度について、必要な方がいらっしゃるということを前提としつつも、しかしその運用については、しっかりと厳しくその制度趣旨に沿っているかどうかを見させていただきたいという趣旨でこの記述をしたところでございます。

それから、いつまでこんなことをやっているんだというのがありましたけれども、正直申し上げて、今、いつ終わるというわけにもいかないもので、ただなるべく多くの方が卒業できればいいなと思っております。

それから、崎田委員、高村委員から地域の取組ということをしっかり応援していくという趣旨でのご発言がございました。それは私どもまことにおっしゃるとおりだと思っております。ただ、制度に落とし込んでいくときに、地域という概念がなかなか定義しづらいというところがございまして、制度で落とし込んでいく話、それから逆にFITではなくていろいろな補助金とかの支援措置でやっていく面というところでいろいろなものを組み合わせながらうまく応援していくという仕組みをつくっていくんだろうと思います。

高村委員からございました小規模な、というのはいらないじゃないかとおっしゃられても、なかなか地域だけで切れないという問題もありまして、代表的なケースということで書かせていただいたわけでありますが、ちょっとご指摘もありましたので考えたいと思います。

それから、荻本委員初め何人かの委員からございました2030年に止まらずということで、さらにその先という視点も持ってほしいということでございます。まさに、こういった電源、あるいは送電網ネットワークということを考えたときに、2030年に止まらずその先のということは確かに重要なのでありますが、一方で、エネルギーミックスもいろいろな議論の末に2030年というところを置いたわけでありまして、これを超えた先行きの見通しを書くのはなかなかしんどいところがあるわけでありますが、ちょっとどういう工夫、あるいはどういうことが必要か、我々としてもよく考えさせていただきたいと思います。おっしゃっている趣旨はごもっともなんですが、なかなか2030年のエネルギーミックス以外の数字を持ってくるというのはこれまた難しいことでございますので、ちょっとどういう工夫の仕方があるのか、これはまたよくご相談させていただきながら、取り組んでいきたいと思っております。

すみません、ちょっと幾つか大きな考え方に触れるところだけコメントさせていただきました。 ○松山新エネルギー対策課長

藤木部長のほうから申し上げたところが基本的なところかと思います。ご指摘頂戴しましたので、私もいろいろな先生方からお話を頂戴しておりますので、ちょっとその辺は調整しながら、 委員長とご相談して進めたいと思います。

個別でちょっと申し上げていきますと、運用、この後の話について、こういうことをやっていけというご指摘はそれぞれごもっともなご指摘ばかりでございましたので、踏まえて対応していきたいと思います。この報告書についてちょっと申し上げていくと、岩船委員からございました ZEHの話は今部長から申し上げたとおりでございます。ちょっと書きぶりを相談したいと思います。例えば、ZEH等の省エネ施策と一体となった形でのとか、そこはちょっと書きぶりをちょっとご相談させていただければと思います。

あと情報公開のところは、まさに制度設計のところのシミュレーションのデータとかも含めた

形で、全体としての情報というふうに書いているところでございます。含めた趣旨でございます。 まさにそのあたりをどこまで出すかが具体的な点となるものですから、ここでは明記していない とご理解いただければと思います。

荻本委員からいただきました話、導入コスト、買取価格、よりしっかりと伝わるような中身を はっきり書きたいと思っております。今、手元にありますはっきりしたデータで示せるものが、 これは買取価格になりますし、同時に国民負担ということに直結していく意味で言いますと、買 取価格が一番適当かなと思って2倍という数字を出しております。

発電コストになりますと、この算定のベースがいろいろと違ってきますし、同時にそのことが 国民負担と直結するかということを考えますと、2倍のほうがいいのかなと思っておりますが、 ちょっとまたご意見がもしあればいただければと思います。

技術を生かすための制度が必要、ちょっと修文、うまくつくれるかを工夫してみたいと、また 後でご相談できればと思います。

あとは、7ページの計画的な広域系統運用のところは、これは将来のという趣旨は基本的には 2030を超えたことをやっていくというのが、広域機関の基本的な業務になっておりますので、部 長から申し上げましたとおり、ミックスが1つの目標でございますので、そこでやっているわけ でございますが、もちろんその先も見据えた価値でやっていくということでございますけれども、ちょっとどういう表記が出るかはまた相談させていただければと思います。

9ページの環境価値のところでございますが、ここはちょっとぜひご議論いただければと思いますけれども、この委員会の中でこういう指摘があったところだと思います。その上で、意見があったことについては、ちょっと今日欠席でいらっしゃる松村委員からのご提起であった部分であるのですが、指摘があったことについてはちゃんと明記、テイクノートしてくれというご趣旨からすると、その形で記載させていただいているところでございます。このままでよろしいかどうか、ちょっとご議論いただければと思っているところでございます。

出力制御、④の情報の公開のところは先ほどの趣旨でございますので、データ公開を念頭に、 岩船委員のご指摘と同じと認識してございます。

高村委員のほうから、いろいろご指摘いただきましたけれども、未稼働案件のところは、ちょっとこれまた先生方にご議論頂戴したいところなんですけれども、高村委員のご指摘の後に、安念委員、荻本委員からご指摘がございましたように厳しくやっていくべきだというご指摘もございます。

さまざまな委員の先生方からのご指摘を踏まえまして、現状の案文ぐらいかなと思っていると ころでございますが、この案文のままでよいか、さらに高村委員のほうからちょっとこれぐらい は、というのがもしあるかどうか、そこはこの委員会の場でご議論いただくのがいいのかなと思っているところでございます。

そういう意味で言いますと、事業用太陽光のZEVの話でございますが、ZEHのところは先ほどの話で、一体とした省エネ施策でという形で何かしらかと思っているところでございますが、ZEVも含めた自家消費型の導入促進について、これは委員の中で多少温度のずれがあったような認識もしております。加えて、書くかどうか、ここもちょっとご議論いただいたほうがよろしい点かなという気がいたしております。

文言で、いろいろ工夫させていただいて入れていきたいと思っておりますが、今、2、3点申 し上げたところはちょっとここで、追加でご議論いただいたほうがよろしいかなと思っておりま す。

○山地委員長

今、松山課長から少し文言修正に関して、ある程度の方向性を出していただいたんですけれど も、荻本委員、高村委員に指摘された点について、もう少し議論、ご意見があればいただきたい ということですが、いかがでしょうか。

岩船委員から。

○岩船委員

1点だけ、FIT電気の環境価値の件なんですけれども、私の理解では松村委員がおっしゃったのは、環境価値は本来負担している全需要家に配分されるのは前提で、なおかつそれでもFIT電気を買いたい、本来の環境価値ではなくて、何らか別のプレミアムな環境価値を見出す人がいるのであれば、それを取り引きすることを検討してはどうかというお話だったと思うので、そもそものFIT電気の環境価値は完全にないので、全需要家に配分されたことは前提とした上での話だと思いますので、ちょっとこの書きぶりだと少し誤解を招くのではないかなという気がいたしました。

○山地委員長

9ページ、私もそこは気になって読んだんですけれども、これ、どこをどう変えればいいですか。なかなかよく考えていると思って読んだんですけれども。この価値というのはFIT電気の環境価値ですよね。

○岩船委員

FIT電気の環境価値は、現在負担して。

○山地委員長

配分されていると。

○岩船委員

この価値を買い取るということはできないんだと思います、本来。

○山地委員長

配分される前に買ってしまえば、グリーン電気ですよ、まさにね。

○岩船委員

そうですね、その価値自体はFIT外で取り引きされるものであって。

○山地委員長

だからそれがはっきり読めないという意味ですね。

○岩船委員

そうですね。FIT電気に関しては、その環境価値は本来ないんだけれども、それでもそこにお金を払いたい人がいるのであれば、それを取り引きする市場をつくってはどうかというお話だったと私は認識していて、それならいいかなと思った記憶がありますので、その点だけコメントさせていただきました。

○山地委員長

誤解が生じないような表現をとるということですね。

崎田委員、どうぞ。

○崎田委員

3ページのところの、先ほどのご質問の追加意見をもう少しというお話があった未稼働案件を排除、防止するための制度改革についてなんですけれども、その経過措置の件なんですけれども、今この中ではとりあえず、今、未稼働なものに関して、きちんとその内容を見た上で、ちゃんと経過措置をとっていくというふうなことをここに書いてある。私は、それなりの温度感で今の文章はできているのではないかと感じておりますので、例えば、未稼働をもっと優しく、あるいはもっと厳しくというようないろいろなご意見もありましたけれども、私は、この中でやっていただき、一番大事なのは、やはり本当にその経過措置の対象になるようなところがやる気なく、もう本当に静かに認定から外れていくということでいいものと、途中の段階、いろいろあると思うので、そういうところに関して、混乱を招かないように、きちんと実際の実務を行う電力会社さんなどときちんと相談していただいて、社会的な混乱を招かないようにきちんとやっていただくという、そのことが一番重要なのではないかと。1件、2件ではなく、たしか何万件、何十万とかそういうオーダーですよね。何かそういう安定的にしっかりとやっていただくというほうが重要な気がいたします。よろしくお願いいたします。

○山地委員長

荻本委員。

○荻本委員

ZEVということで、ある建物の中で、ゼロにするということに何の意味があるのか。わかりやすいターゲットなので、それで家が売りやすいとか、いろいろなことはビジネスとしてあるんですけれども、本当の価値は基本的にはない。工学的にはないということで、ただそこに省エネルギーというコンテクストが入ってくれば、それなりに意味があるということだろうと思いますので、ZEVというお話も含めて、ZEHも家であれ、大規模、中規模の建物であれ、省エネを進めるということとその省エネをする中で、エネルギーマネジメントというものが将来入ってくる、それでフレキシブルな需給を実現するんだというようなコンテクストでまとめていただければ私はいいかなと思っております。範囲が拡大することは一向に構わないと思います。

○山地委員長

ゼロエネルギーハウスとゼロエネルギービルディングを加えたらという高村委員の話ですけれ ども、ネットゼロエネルギーハウスが出てくるのは、住宅用太陽光発電のところなんですよね。 だからそこにゼロエネルギービルディングを入れるのは違和感がある。むしろその省エネの話が 別途出ましたけれども、最後のところに加えていくというのは可能だと思うんですけれども、こ の5ページの真ん中の住宅用太陽光発電に持ってくるのは無理があると思います。

荻本委員がすんでから、高村委員にしましょう。

○荻本委員

先ほどの点なんですが、どこでスタックになっているものを切るかという観点に関して、例えば転売されたものはもう失効というのは1つの観点かなと思います。これはもう明らかに趣旨と違っているわけですね。私がつくるという意思を表明して、どうぞということを言っただけで転売された瞬間にもう元の人は自分でつくる意思がなくなっているはずです。

○山地委員長

高村委員、どうぞ。

○高村委員

まず、ZEVの取扱いですけれども、趣旨としては住宅用ではなくて、事業用のところに住宅用の文言をコピーペーストして入れられないかというのが、私の考えたところだったんですが、先ほど藤木部長からもありましたように、重要なのはやはりこのFITに加えて、こうした取組がとりわけ省エネとの統合的対応として重要だというところが住宅用以外にも当然関係するんだということが入れていただきたい趣旨ですので、例えばわかりませんが、この場所のところでなく、あるいは住宅用、事業用、太陽光発電の最後のところにまとめて書いていただいてもいいで

すし、あるいはおわりに、のところでそうした省エネとの統合的対応の中での重要性ということ を強調していただくのでも私のほうは問題はございません。

他方で、3番目のほうですけれども、私はこれは未稼働のものについて、事業者の責によらない場合には不利益が生じないように留意するべきだというのは、極めて一般的な形ですけれども、やはり制度変更に伴って、事業者にこのことがきちんと伝わることが非常に大事だと思っています。つまり、制度の変更に伴うことが一種遡及的な形で不利益を被るとなりますと、新たに参入する事業者にとってはそれ自身が参入のリスクとして認識されるという意味での制度の安定性、予見可能性を確保する観点から大事だと思っています。

そういう意味で、ぜひ原則的な考え方に、恐らくこれは異論はないと私は思っていたんですが、 触れていただきたいというふうに思いますし、もう一つは、特に、ここは太陽光を想定して、議 論をしていたと思うんですが、ここでの書きぶりは必ずしも太陽光に限定していないものですか ら、事業化に時間がかかる太陽光以外の電源についてはやはり配慮が、現実の状況を踏まえた配 慮が必要だという点は、私自身は必要な言及だと思っています。以上です。

○山地委員長

今、高村委員のはわかりました。

荻本委員の認定の権利を転売したものについては、という件ですが、現行これは3ページのところは、新しい認定制度のもとでは、というのが1の下から2つ目のパラグラフですけれども、運転開始済みと契約締結は満たしているけれども、それ以外のものについて改めて認定を取得することを必要とする、ということですが、おっしゃっている意味は、転売して既に契約したり、運開したものはどうなんですか。それはこれだと対象外ですよね。

○荻本委員

残念ながら、遡及しにくいという気がします。

○山地委員長

だから、この表現で駄目ですか。権利転売したものを外すというならまたそれはそれで考えなければいけないんですけれども。この表現で駄目なら駄目で、直すなら直すで決めなきゃいけない。

○荻本委員

これは新しい認定制度の要件ということに、今後検討していただけると、そういうことだということですか。

○山地委員長

等がついているけれども、運転開始済みと系統接続契約締結済み、この2つ、等は多分何かあ

るのかもしれませんが、私の理解はその2つです。

○荻本委員

わかりました。理解いたします。

○山地委員長

ということで、追加的な議論もしましたけれども、ちょっと予定の時間を少しオーバーして、 進行役としては申しわけなく思っています。私の感じでは少なくとも、この取りまとめの報告書 の方向性はまずオーケーですね。これは皆さんオーケー。ただもっと厳しくというのもあれば、 ケースバイケースなので、もっと慎重にというのもある。ある程度の表現修正の案は、今、松山 課長から提案があったんですけれども、この報告をパブリックコメントにかけたいということが あります。大体ご意見を今伺いましたので、文章を今から修正しますが、もちろん事務局と一緒 にやるわけですが、最終確認については私に一任ということでよろしいでしょうか。

(「異義なし」の声あり)

○山地委員長

ありがとうございます。

欠席の秋池委員、辰巳委員、松村委員には事務局が説明して、事前にオーケーということで承認をいただいております。

今後、修正した上で、パブリックコメントに付して、最終的な取りまとめをするということに したいと思います。

パブリックコメント後ということになると思いますが、開催するか、あるいは開催しないで報告ということになるかもしれませんが、次回の可能性はパブリックコメント後ということになると思います。これについては事務局から別途お知らせするということでございます。

以上よろしければ、これで本日の会合を終わりたいと思います。

ご協力、ありがとうございました。

— 了—